

処置番号 札幌区検察庁第 号
処置日 平成 年 12月 日
被疑者

平成 年 12月 日

上 申 書

弁 護 人 弁 護 士 前 田 尚 一

札幌区検察庁 上 席 検 察 官 殿

上記被疑者は、十分反省をし、今後二度と犯罪行為に及ばないことを誓っていること、被害者らとの関係では、会社、個人いずれとも示談が成立していること、被害車両の軽微であるとのことであること（内容は、車両の修理は必要ないとのことで個人の休業補償相当額が、示談金額となっている）、現在の職場に勤務してあしかけ10年経って本年4月正社員となり、7月に昇格したばかりであり、まさに前途有為であること、今後とも真面目に働くことを誓っていること、勤務先において、代表者も上司らも、被疑者がこれまで真面目に働いてきたことを評価しており、今後の指導監督をしていくことを誓っていること、ただし、仮に被疑者が起訴されるに至った場合は、勤務先としても、の性質上、解雇といった重大な処分にせざるを得ず、その場合、被疑者の更生の途が断たれることになりかねないこと、両親ら親族、同居している女性のいずれもが指導監督と協力を誓約していること等の被疑者の改善更生に有意な事情も多数認められるところであります。

以上のとおりでありますので、被疑者を起訴猶予処分に付されるよう強くお願いする次第です。

なお、親族関係者、勤務先関係者らの出頭が必要な場合など、当職も平成19年度中は、12月28日までは対処できますので、至急ご指示頂けるようお願い致します。

以上